

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学名誉教授

私の知らない間に、
母が施設に入れられていました。

実家の母について相談です。
兄は50歳を過ぎて離婚し、地方の両親の家に戻りました。兄の所は共働きだったので、少しは家事をするし、もともと両親は兄を偏愛していたので、これで親の老後の心配をしなくてよいと内心喜んでいました。私は結婚して夫と子供と暮らし、親の介護は無理なのです。
5年前に父が亡くなりました。遺産は自宅の他に預金が1000万円程度。別に母が受取るの保険があり、母は自分とだけよい、あとは兄妹でいいながら、兄に全て譲りたいのが見え見えだし、兄も自分が面倒を見るんだからという態度で、私は何も相続しませんでした。

時々家に電話をしていましたが、だんだんと母が電話に出なくなり、応答した兄に聞くと「デイサービスに出掛けている」「寝ている」などと言って、母の声を聞かないまま一年が過ぎました。心配なので先日、突然母を訪ねたところ、母の姿はなく、生活している様子もない。兄に聞いたとすると、「認知症で俺のことも分からないから施設に入

れた」と言うのです。母は85歳。施設の場所を聞いて訪ねたら、母はいたけれど瘦せて表情もなく、まるで別人。私のことも分からず、涙が出ました。兄は相続した預金も使い果たしたらしく、なんと家も担保に入れていると。ここを追い出されたら住む所を探さないと自分の心配ばかりで、こんな人だったよねと思い当たり、腹が立って仕方がないのです。とにかく母をどうしたらよいでしょうか？

まずはお兄さまと話して
事実関係をはっきりさせましょう。

それは何重にもショックなことです。お察しします。
お母さまにしてみれば娘には一銭もやっていないので頼れないと思ひ、だんだんと認知症が進んでされるがままだったのでしょうね。お気の毒だと思います。

お兄さまが使ったのは自分の財産なので、法的には問題がないのです。いまだに言っても仕方がないのですが、遺産は全てお母さまの名義にしておくべきでした。お母さまの死後に子供たちは相続できるし、まず必要なのはお母さまが生活できる資産です。それがないと子供は別に援助しなければならなくなりますから。

ことに家の名義は、共同名義でもよいから残しておくことを私は勧めています。子供と同居するからと子供に譲る人がいますが、もし子供に追い出されたら？ 子供が先に亡くなったら？ (別居中の妻が家を相続し、売却しようとした案件がありました) あるいはそれこそ担保に入れられて支払いが滞れば、債



権者が売却にかけてしまいます。お兄さまはどういう生活をしていたのでしょうか。勤務も辞めたはずだし、あとは起業話に乗ったか投資にはまるとか、いろいろな話を聞きます。自分で稼いだ金でなければ使うのにも躊躇がない。預金については、お母さまが相続していたとしても、引き出しなどはお兄さまがやるので、任せ切りだとやはりなくなっていたかもしれません。が、不動産は名義が違ふものを勝手に処分できません。
お母さまの生命保険・年金の振込口座はどうなっているのでしょうか。お兄さまがそれも管理して勝手に使っている恐れは十

分にありますね。お母さまの施設の種類は調べれば分かります。いわゆる特養は要介護度3以上でないといえませんが、支出は年金の範囲内で済むはず。嫌でしょうが、とにかくお兄さまを問い詰めて事実関係をはっきりさせるべきです。担当しているケアマネジャーが分かれば聞いてみるべきだし、自ら地域包括支援センターなり自治体の窓口に行くという姿勢も必要でしょう。
遺産のない家庭もたくさんあり、それでも親の介護は身内が引き受けるのが原則なので、面倒でしょうができるだけことをして差し上げてください。